

福祉避難所について

資料 1	福祉避難所の概要
資料 2	福祉避難所制度の主な相違点
資料 3	要配慮者の避難支援のイメージ
資料 4	福祉避難所の開設の流れ
資料 5	指定福祉避難所の整備手順
資料 6	指定福祉避難所の役割（概要）
資料 7	指定福祉避難所備蓄物資等補助金の概要
資料 8	協定福祉避難所の整備手順
資料 9	福祉避難所に関する協定書（例）
資料 10	福祉避難所の設置運営に関する Q&A
資料 11	福祉避難所施設一覧表

ご興味のある方はこちらへ



<https://logoform.jp/form/mX9C/382859>

スマートフォンやパソコンを使って、URL または QR コードからアクセスし、ご回答ください。

名古屋市健康福祉局

福祉避難所とは

福祉避難所とは、自宅が被害を受けて生活できない方のうち、一般の指定避難所や福祉避難スペースでの生活が困難な要配慮者（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）を対象とした避難所であり、バリアフリー等の設備・体制が整った社会福祉施設等を利用して開設されます。本市の福祉避難所には、指定福祉避難所と協定福祉避難所があります。※指定福祉避難所と協定福祉避難所の相違点については、資料2参照

指定福祉避難所・協定福祉避難所

社会福祉事業を行う事業所のうち、次に掲げる基準を満たす施設を、指定福祉避難所として指定又は協定福祉避難所として協定を締結させていただきます。

<指定福祉避難所・協定福祉避難所共通>

- ① 土砂災害（特別）警戒区域の区域外に位置すること
- ② 耐震構造の建築物で、原則としてバリアフリー化がされていること
- ③ 避難者用スペース（1人当2㎡）が確保でき、利用にあたり無料であること

<指定福祉避難所>

- ④ 速やかに、特定の要配慮者の受け入れ、生活関連物資を避難者に配付することが可能な構造又は設備を有するものであること
- ⑤ 耐火構造の建築物であること

<協定福祉避難所>

- ④ 一般の指定避難所において、行政職員が振り分けをした要配慮者の受け入れが可能な構造又は設備を有するものであること

※ 福祉避難所を開設しながら通常事業を再開することは差し支えありません（再開にあたっては事業所管課にご相談ください）。

※ 想定している事業所は、主にデイサービス等通所事業を行う施設ですが、特別養護老人ホーム等入所施設についても、入所者（緊急入所を含む）の処遇に支障がない範囲でご検討ください。

福祉避難所の対象者

身体等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や病院等へ入所・入院するに至らない方であって、避難所での生活において配慮を必要とする方とします。

対象者を介助する方も、対象者本人とともに福祉避難所に避難することができます（介助者は1人までとし、要配慮者数には算入しません）。※対象者の避難の流れについては、資料3参照

車いす利用者や一人での移動が困難な方など、小・中学校では段差があってトイレに行けないような方のために、ハード面で適している避難所に移ってもらうということを想定したもので、福祉避難所自体に対象者の介護をお願いするものではありません。

福祉避難所の事業内容

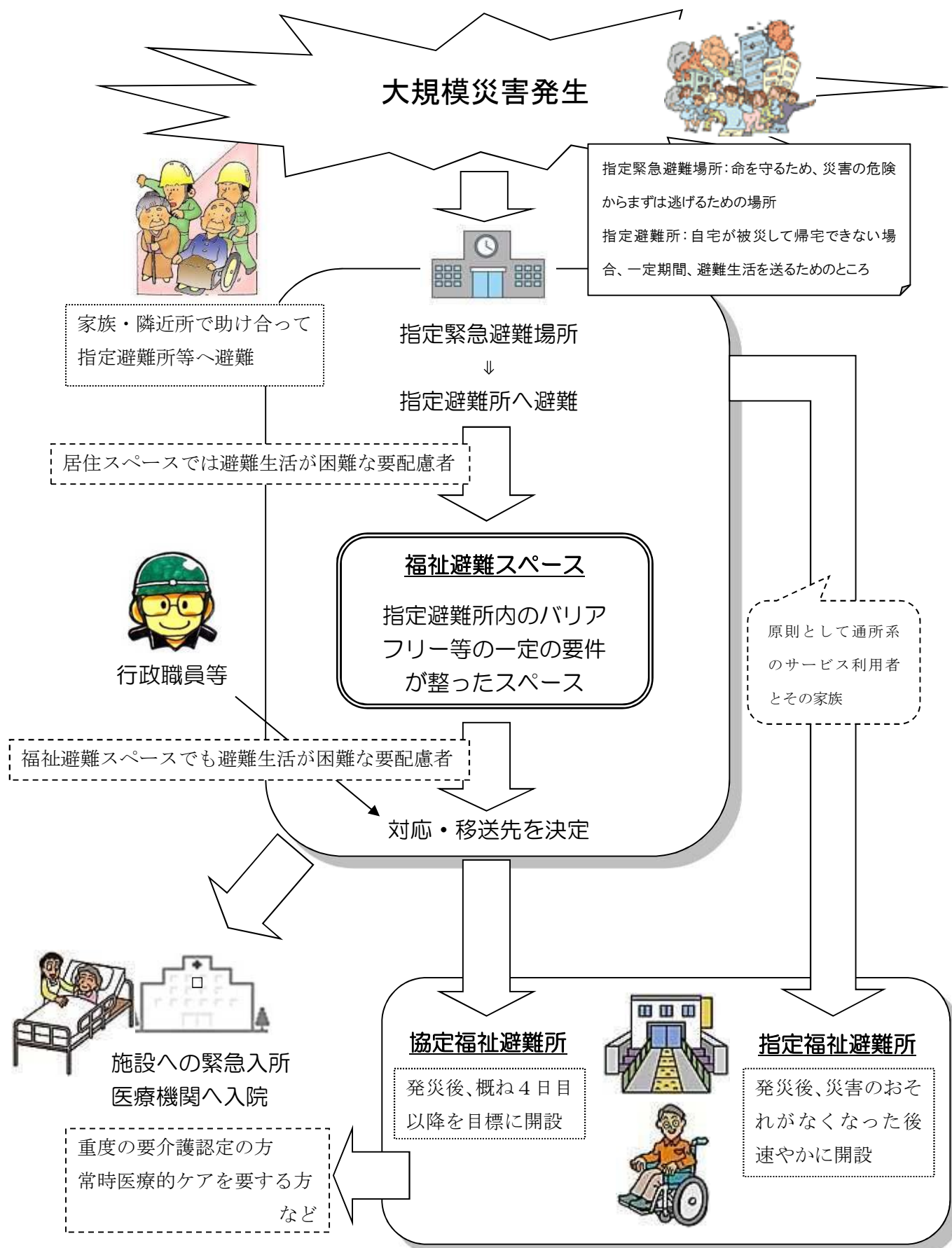
- ① 福祉避難所の設置、維持及び管理【夜間の宿直を含め1人以上の配置】
〔以下は個々の事業所の状況に応じて事前に取り決めます〕
- ② 被災した要配慮者の福祉避難所への移送
- ③ 被災した要配慮者や家族からの相談を受けたり、福祉・保健医療サービスを受けられるよう関係機関への連絡調整（要配慮者を概ね10人受け入れ、相談員を1人配置した場合に限る）
- ④ 食事の提供や生活必需品の支給

災害救助法が適用され、法による救助とみなされるものにかかる費用については、全額を市が負担します。

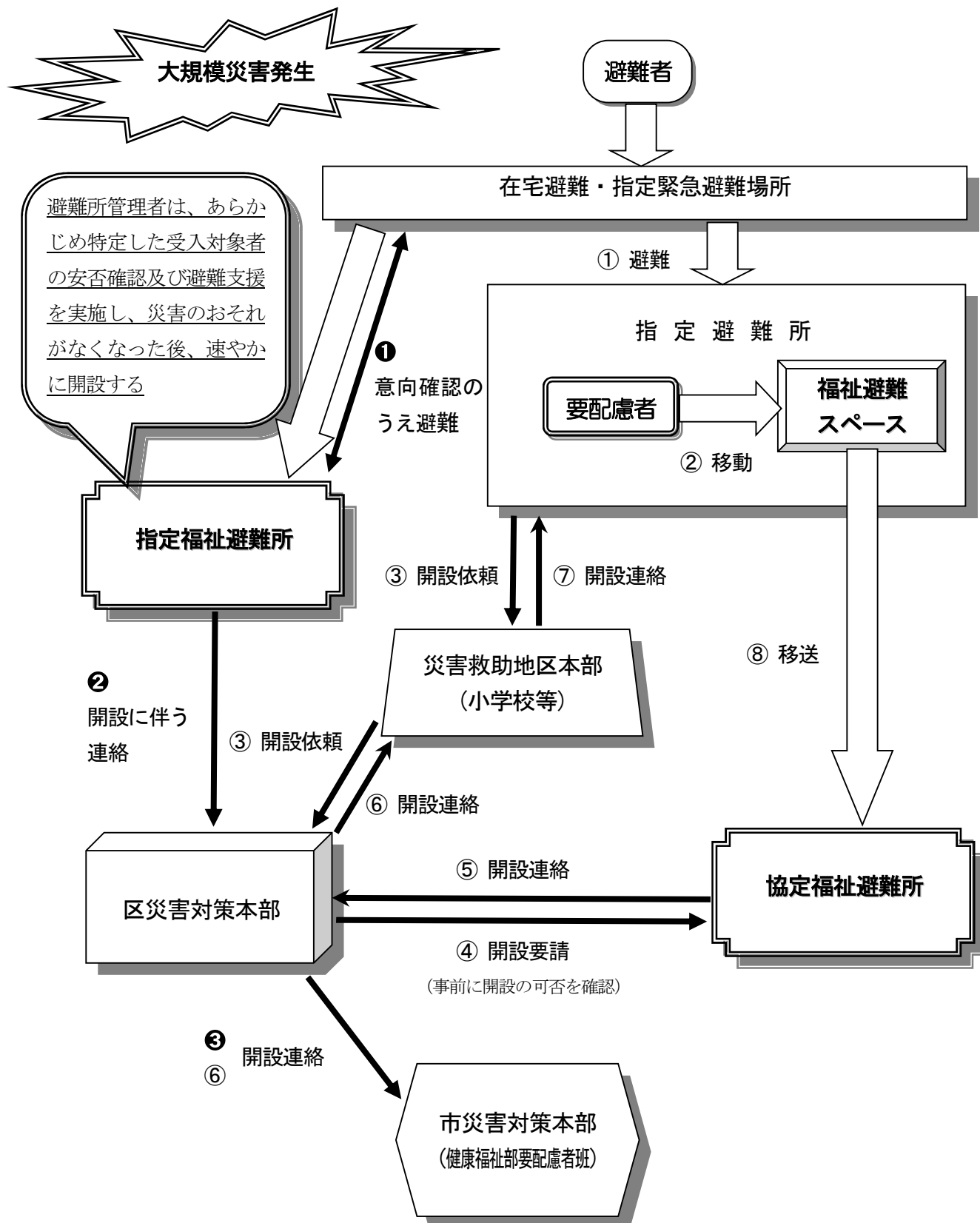
福祉避難所制度の主な相違点

名 称	指定福祉避難所	協定福祉避難所
対 象 者	原則として高齢者及び障害者の通所施設のサービス利用者とその家族	発災後に一般の避難所において行政職員が振り分けをした要配慮者とその家族
開 設 の タイミング	発災後、災害のおそれなくなり、警報等が解除された時点で速やかに開設	発災後、4 日目以降を目標
避 難 方 法	在宅避難ができない場合や危険が迫っている場合は最寄りの指定緊急避難場所へ避難し、災害のおそれなくなった後、速やかに避難	まずは一般の避難所へ避難し、そこで行政職員が福祉避難所の対象者を振り分けした後、福祉避難所へ移送
避 難 支 援	発災後、行政からの依頼を待つことなく、施設は安否確認及び避難支援を行う	発災後、行政から依頼があった場合に、施設は可能な範囲で移送に協力
物資の備蓄	原則として食糧、水等の 3 日分を施設にて予め備蓄 (補助制度を令和 4 年度より開始)	4 日目以降の開設のため、開設に併せて行政が運び入れる (福祉避難所には備蓄しない)
公表・公示	名古屋市地域防災計画に掲載するが、広く公表はしない 施設名、所在地、受入れ対象者を公示	名古屋市地域防災計画に掲載するが、広く公表はしない
費 用	災害救助法による救助とみなされるものにかかる費用について全額を市が負担	同左

要配慮者の避難支援のイメージ



福祉避難所の開設の流れ



【指定福祉避難所の開設の流れ】

- ① 指定福祉避難所の管理者等は、あらかじめ特定した受入対象者の安否確認を行い、自宅で命が守れない（在宅避難ができない）場合や危険が迫っている場合は躊躇なく最寄りの指定緊急避難場所（命を守るため、災害の危険からまずは逃げるための場所）へ避難させ、災害のおそれがなくなった後、受入対象者が避難を希望する場合は、速やかに指定福祉避難所（自宅が被災して帰宅できない場合、一定期間、要配慮者が避難生活を送るためのところ）を開設のうえ、避難させる。
- ② 指定福祉避難所の管理者等は、区災害対策本部に開設に伴う連絡を行う。
- ③ 区災害対策本部は、指定福祉避難所の開設を災害救助地区本部及び健康福祉部要配慮者班へ連絡する。

【協定福祉避難所の開設の流れ】

- ① 自宅で命が守れない（在宅避難ができない）場合や危険が迫っている場合は、指定緊急避難場所（命を守るため、災害の危険からまずは逃げるための場所）へ避難する。その後、災害の恐れがなくなったら、指定避難所（自宅が被災して帰宅できない場合、一定期間、避難生活を送るためのところ）へ避難する。
- ② 指定避難所の通常の収容場所では避難生活の継続が困難な要配慮者がいる場合、速やかに福祉避難スペース（身近な福祉避難所）を開設し、移動させる。
- ③ 福祉避難スペース（身近な福祉避難所）で対応ができない要配慮者がいる場合、災害救助地区本部を通じて、協定福祉避難所の開設を依頼する。
- ④ 区災害対策本部は、（施設に開設の可否を確認したうえで）開設可能な施設に対して協定福祉避難所の開設を要請する。
- ⑤ 協定福祉避難所は、受入体制が整い次第、区災害対策本部へ開設する旨連絡する。
- ⑥ 区災害対策本部は、協定福祉避難所の開設を災害救助地区本部及び健康福祉部要配慮者班へ連絡する。
- ⑦ 災害救助地区本部は、指定避難所に対し協定福祉避難所開設の連絡を行う。
- ⑧ 協定福祉避難所へ移送する。

指定福祉避難所の整備手順

施設管理者との協議

指定福祉避難所の概要説明（対象者、開設の流れ、事業内容、役割等）
指定福祉避難所に供する場所（避難スペース）の確認
福祉避難所基準調査票、施設図面

施設基準の適合状況の確認

土砂災害（特別）警戒区域でないこと、耐震・耐火構造
物資の保管場所、バリアフリーの状況、20 m²以上の避難者用スペースの確保 など

収容定員の算定

1 人あたり 2 m²で算出

指定福祉避難所指定の承諾

指定福祉避難所指定の内諾後、区総務課・施設所管課と調整し、意見を聴取
事業範囲の決定（移送協力の有無、相談受付・連絡調整、食事・日用品の支給）
指定避難所（指定福祉避難所）指定承諾書

指定福祉避難所指定事務

指定福祉避難所の指定・公示、地域防災計画への掲載

指定福祉避難所の周知

地域防災計画には掲載するが、施設名については積極的に周知を行わない。

指定福祉避難所の役割（概要）

1 平常時

- 利用者へ指定福祉避難所となったことを周知
- 受入対象者の確認 ※施設から利用者に個別確認し、受入対象者を確認
- 受入対象者の安否確認方法、避難方法、最寄りの指定緊急避難場所を確認
- 受入対象者の居住地及び施設所在地のハザードマップの確認
- 職員の非常参集体制の整理
- 避難所開設時の施設内レイアウトの整理
- 食糧・飲料水等の備蓄物資及び避難所用機材を整備し、施設内に保管
(令和4年度より購入費用の補助制度を創設)
- 施設内訓練の実施、区役所・地域主催訓練への参加

2 大規模災害時（震度5強以上の地震、高齢者等避難以上の避難情報が発令）

- 行政からの依頼を待つことなく、受入対象者の安否確認及び避難支援を実施
- 在宅避難ができない場合、危険が迫っている場合は最寄りの指定緊急避難場所への避難を案内
- 避難者が発生した場合は、施設の安全性を確認したうえで、災害のおそれがなくなつた後、速やかに職員体制が整い次第必ず開設
- 開設した旨を所在区の区役所へ報告
- 避難者数を随時、区役所へ報告
- 避難者への食糧・飲料水等の供与、生活相談等避難生活の支援

指定福祉避難所備蓄物資購入等補助金の概要

1 目的

指定福祉避難所の指定を推進するとともに、要配慮者に適した備蓄物資・機材の費用を補助することで、要配慮者の避難生活の支援を図るもの。

2 補助対象者

指定福祉避難所の指定を受け、又は指定を受ける予定の事業所を運営する法人

※協定福祉避難所は補助対象外

3 補助内容

種 目	基準額	対 象 経 費
初 度 調 弁 費	850,000 円 +1 人あたり 7,000 円上乗せ	指定福祉避難所用備蓄物資・ 機材の購入経費
備蓄物資更新費	1 人あたり 7,000 円	備 蓄 物 資 の 更 新 経 費 (原則として5年に一度)
備蓄物資補充費	1 人あたり 7,000 円	備 蓄 物 資 の 補 充 経 費 (必要と認められる場合に限り)

注)「基準額」は、指定福祉避難所 1 か所あたりの金額、消費税等込み

4 補助条件

- (1) 要配慮者に適した食糧、飲料水、毛布及び簡易トイレを対象者の 3 日分備蓄すること。なお、使用期限がある物資は、原則として 5 年以上の使用期限のものを購入すること。
- (2) 指定福祉避難所の開設・運営に必要な機材を整備すること。
- (3) 補助事業により取得した財産については、善良な管理者の注意をもって施設内において管理するものとし、他の目的のために使用または費消しないこと。ただし、備蓄物資について保存期間に応じた更新を行う場合は、費消することを妨げない。
- (4) 補助金の交付を受けた法人の運営する事業所については、原則として自己都合による指定福祉避難所の指定取消は認められないものとする。なお、やむを得ないと認められる理由により、指定福祉避難所の指定を取り消した場合には、補助事業により取得した財産は、原則として本市に返還するものとする。

5 補助対象となる備蓄物資・機材の例

- ・介護用品、衛生用品、生理用品
- ・飲料水、要配慮者に適した食糧、毛布、タオル、下着（生理用ショーツを含む）、衣類、電池
- ・携帯トイレ（主として洋式便器で使用）、ベッド、担架、パーティション
- ・車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等
- ・マスク、消毒液、体温計、（段ボール）ベッド、パーティション等の衛生環境対策等として必要な物資
- ・指定福祉避難所用物資・機材を備蓄・保管するための物置、保管庫、棚等

6 消耗品の補充

災害時における備蓄物資の使用、又は受入対象者の増などにより、必要数を満たしていない場合には、速やかに追加して整備すること。

協定福祉避難所の整備手順

施設管理者との協議

協定福祉避難所の概要説明（対象者、開設の流れ、事業内容等）
協定書案の提示
協定福祉避難所に供する場所（避難スペース）の確認
福祉避難所基準調査票、施設図面

施設基準の適合状況の確認

土砂災害（特別）警戒区域でないこと、耐震構造
バリアフリーの状況、20 m²以上の避難者用スペースの確保 など

収容定員の算定

1 人あたり 2 m²で算出

協定福祉避難所協定締結の承諾

協定福祉避難所協定締結の内諾後、区総務課・施設所管課と調整し、意見を聴取
事業範囲の決定（移送協力の有無、相談受付・連絡調整、食事・日用品の支給）
協定書の締結

協定福祉避難所の周知

地域防災計画には掲載するが、施設名については積極的に周知を行わない。

協定福祉避難所に関する協定書（例）

（目的）

第1条 この協定は、名古屋市（以下「甲」という。）が、〇〇〇（以下「乙」という。）に対し、乙の施設を協定福祉避難所としてあらかじめ協定を締結し、名古屋市内で大規模な災害が発生した場合において、要配慮者が避難するためにその施設を使用することについて協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（施設使用の要請）

第2条 甲は、通常の避難所に避難した要配慮者が二次的に避難するために開設される協定福祉避難所として次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。この場合乙は、甲からの要請をできるかぎり受け入れるよう努めるものとする。

（該当施設）

第3条 協定福祉避難所として協定締結する施設は、別表1のとおりとする。

（要配慮者の受入れ）

第4条 第2条による甲の要請は、施設の所在する区の災害対策本部（以下「区本部」という。市災害対策本部または施設の所在する地区の災害救助地区本部から要請があった場合は、本条において要請のあった当該本部に読み替えるものとする。）からの協定福祉避難所開設要請によって行われるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、すみやかに受入体制を整え、準備が完了した時点で要請のあった区本部に協定福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 前条の施設へ移送を要する要配慮者の受入れについては、別に定める様式により区本部から当該施設に対して要請されるものとする。

4 前項の受入れ要請があったときは、受入れの可否を要請のあった区本部へ連絡する。なお、受け入れる場合にあっては、乙は可能な範囲で移送についても協力するよう努めるものとする。

5 要配慮者を介助する者は、当該要配慮者ととともに前条の施設に避難させることができるものとする。ただし、この場合通常の避難所の対象者として取り扱うものとする。

6 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、災害時に支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。この場合、甲乙協議の上、第1項から第4項までの規定に関わらず、連絡体制等について別に定めることができるものとする。

（協定福祉避難所の開設期間）

第5条 第2条の要請に基づく協定福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

2 乙は、前項の開設期間中は、協定福祉避難所の施設管理のため必要な当直者を配置するものとする。

(物資の支給、要配慮者への支援)

第6条 乙は、避難者に対する必要な食品の給与及び被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与について、別表2に定めるところによる。

2 乙は、被災した要配慮者や家族の相談等日常生活上の支援及び要配慮者が必要とする福祉サービスや保健医療サービスを受けるための援助について、別表2に定めるところによる。

(費用の負担等)

第7条 甲は、乙に対し、協定福祉避難所の開設にかかる経費（前条の事業を受託した場合の経費を含む。）について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

2 甲は、乙が協定福祉避難所を適切に運営し、また通常事業の実施に支障とならないよう、必要な物資や介護者等及び長期避難者の受入れ先を確保するよう努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(変更及び廃止の届出)

第9条 乙は、協定福祉避難所の施設を廃止し、又は改築その他の理由により協定福祉避難所の施設の現状に重要な変更を加えようとするときは、甲に対して届け出るものとする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかったと認められるとき。

（有効期間）

第 11 条 この協定の有効期間は、締結日から当該日の属する年度の 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲または乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（雑則）

第 12 条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

年 月 日

（甲）名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市
代表者 名古屋市長 ○○○○

（乙）法人代表者職・氏名

別表 1

施 設 名 称	所 在 地
デイサービス〇〇	〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
△△△△△	△△区△△町△丁目△番地

別表 2

(事業所名称：)

協定福祉避難所の業務	規 定	実施の有無
食品の給与	協定第 6 条第 1 項	
生活必需品の給与・貸与	協定第 6 条第 1 項	
相談等支援・援助	協定第 6 条第 2 項	

福祉避難所の設置運営に関するQ & A

1. 指定福祉避難所制度に関すること

質 問	回 答
指定福祉避難所の制度を実施する趣旨は何か。	近年の台風災害において、多くの高齢者や障害者が犠牲となったことで、国において「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」が設置され、その最終とりまとめでは、福祉避難所においては、①指定避難所として指定された福祉避難所の確保が進まないとの指摘があること②障害者等については平素から利用している施設へ直接避難したいとの声がある等の課題が指摘されました。 そこで、令和3年5月に災害対策基本法等が改正され、福祉避難所についてはあらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する指定福祉避難所の制度が創設されたところです。 本市におきましては、この法改正を受け、災害対策基本法に基づく指定福祉避難所と協定に基づく協定福祉避難所の2つの制度を開始することといたしました。 本市としても、高齢者や障害者が平素から利用し、その環境になれている施設へ一般の指定避難所を経由せず直接に避難することで避難生活の段階の負担を軽減できること、また、あらかじめサービス利用者を受入対象者を特定して公示することで、受入れを想定していない被災者等が避難してくる恐れが減ることから、避難者数が把握できること、また受入対象者への支援内容について具体的に検討が進むことから、指定福祉避難所の指定を推進していきたいと考えております。
指定福祉避難所と協定福祉避難所の主な違いはどのようなか。	大きな違いとしては、受入対象者、開設のタイミング、物資の備蓄について3点ございます。 まず受入対象者について、指定福祉避難所は、原則として当該施設のサービス利用者とその家族となりますが、協定福祉避難所は、一般の指定避難所において行政職員が振り分けをした要配慮者とその家族となります。 また、開設のタイミングについて、指定福祉避難所は、災害のおそれがなくなった後、速やかに開設となりますが、協定福祉避難所は、発災後、区本部の要請を受けて、4日目以降を目標としております。

	なお、物資の備蓄について、指定福祉避難所は、あらかじめ特定した受入対象者の 3 日分の水・食糧等の物資を備蓄していただきますが、協定福祉避難所は、物資の備蓄はせず、開設に併せて運び入れを行います。
指定福祉避難所の受入対象者の特定はどのように行うのか。	避難所管理者と当該施設のサービス利用者の間で平常時にあらかじめ定めていくことになります。
あらかじめ特定した受入対象者の安否確認及び避難の意向についてはどのような場合に行うのか。	原則として、市域で震度 5 強以上の地震が発生した場合や、本市に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令された場合に行ってください。
指定福祉避難所の受入れを想定していない要配慮者以外の者が避難してきた場合はどうするのか。	災害の状況によっては、被災者の生命を災害から保護するため、緊急措置として本来の受入対象者の避難支援に支障が生じない形で一時的な受入れを行うことは考えられますが、避難生活を送る場としては、災害の状況が落ち着き次第、一般の指定避難所または協定福祉避難所へ移動していただくことになります。
当該施設のサービスを利用していない要配慮者の受入はどうするのか。	当該施設のサービスを利用していない方については、基本的には協定福祉避難所に行政職員の振り分けのもと、避難していただくことになります。
避難希望者がいた場合、速やかに必ず開設しないといけないのか。	受入対象者に避難の意向があれば、施設の被害状況に問題がないことを確認し、職員の体制が整い次第、速やかに必ず開設をお願いします。
要配慮者が直接避難した場合、まだ福祉避難所が開設されていない場合もあるのではないか。	指定福祉避難所への直接の避難については、発災後、施設管理者等が事前に特定した要配慮者の安否確認を行い、要配慮者が避難を希望する場合に災害のおそれがなくなった後、開設することとなりますが、福祉避難所の開設前に要配慮者が避難する必要がある場合、開設の準備ができるまでは、指定緊急避難場所で一時的に避難していただくことになります。

2. 備蓄物資の補助制度に関すること

補助制度の目的は。	指定福祉避難所の指定を推進するとともに、要配慮者に適した備蓄物資・機材の費用を補助することで、要配慮者の避難生活の支援を図るものです。
補助の対象は。	指定福祉避難所の指定を受け、又は指定を受ける予定の事業所を運営する法人です。 (協定福祉避難所は補助の対象となりません。)
なぜ、協定福祉避難所は対象としないのか。	今回、指定福祉避難所制度を創設した趣旨は、要配慮者が日頃から通い慣れた施設への避難を可能とするものであり、国においても指定福祉避難所の指定を推進していきたいと考えているため、

	指定福祉避難所を対象とするものです。 なお、協定福祉避難所は、概ね4日目以降に必要なに応じて開設するものであり、開設の際に必要なとなる物資については、必要に応じて市が調達するなどして、運び入れることとしています。
こういった物資を購入するか基準はあるか。	今回の補助制度により、一般の指定避難所と同様に、いわゆる備蓄物資として、食糧、飲料水、毛布及び簡易トイレについては、受入れ対象者の3日分備蓄することを条件としたいと考えています。その際に、施設は日頃から対象者の状況を熟知されているので、食糧はもちろんのこと、福祉用具など、その他の物資についても、対象者に適したものを購入いただきたいと考えております。 また、備蓄物資以外にも、施設の状況は様々でございますので、各施設の状況等を踏まえて、施設が避難所として開設・運営するために必要な機材を整備していただきたいと考えています。
食糧だけでなく、福祉避難所には福祉用具や介護用品も必要ではないか。	ご指摘のとおり、福祉避難所は要配慮者を対象とした避難所であり、特に指定福祉避難所は、日頃利用している施設への避難となることから、個々の対象者に適した福祉用具等を備えることが必要であると認識しており、今回の補助制度を活用して必要な福祉用具を購入していただきたいと考えています。 なお、今回の補助制度により購入いただく備蓄物資や機材については、災害時に円滑に避難所として開設・運営していただくため、施設内に保管していただく必要があると考えています。 ただし、施設の保管スペースにも限りがあると思われますので、例えば介護ベッドなど施設内での保管が困難な機材等は、発災後に市に要請いただき、市が調達して避難所へ配備する計画としています。そのため、本市では社団法人日本福祉用具供給協会と、災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定を締結しており、災害時にはこの協定による調達も活用させていただきながら、避難所が必要とする物資を速やかにお届けできるようにしてまいりたいと考えています。
更新や補充はどうするのか。	食糧や水など、使用期限がある物資は、5年以上の使用期限のものを購入していただき、5年に一度、補助制度を活用して消耗品の更新を行っていただくことを予定しています。また、災害時において食糧等を消費した場合にも、補助制度を活用して速やかに補充していただく予定です。
補助を活用して購入した物資は、平時に使用してもよいのか。	今回の補助制度により購入いただく備蓄物資や機材については、災害時に円滑に避難所として開設・運営していただくためのものであり、施設内にて保管していただき、施設の通常事業など、他

	の目的での使用は認められないものと考えています。 ただし、使用期限がある食糧などについては、更新するタイミングで施設内で防災訓練などで使用していただくなど、有効活用を図っていただきたいと考えています。
--	--

3. 開設に関すること

質 問	回 答
台風が接近している場合、事前に避難させるのか？	指定福祉避難所は、災害のおそれなくなった後、自宅が被災して自宅で生活できない場合に速やかに開設となりますので、事前避難は想定しておりません。事前避難の場合は、指定緊急避難場所に避難していただくことになります。
福祉避難所を開設している間は、通常の事業は実施できないのか？	避難者用スペースが確保され、かつ、事業に支障が生じない限り、福祉避難所を開設しながら事業を継続あるいは再開することは構いません。ただ、事業の再開にあたっては人員基準等の兼ね合いもございますので、施設所管課にもご相談ください。
デイサービスを実施している最中に災害が発生した場合、自動的に指定福祉避難所へ切り替わるのか？	指定福祉避難所は、災害のおそれなくなった後、自宅が被災して自宅で生活できない場合に速やかに開設となりますので、自動的に指定福祉避難所へ切り替わりません。災害のおそれがある場合は、指定緊急避難場所に避難していただくことになります。
開設時間帯・期間はどのくらいか？	開設時間は 24 時間となります。 開設の始期について、指定福祉避難所は、災害発生後、避難所管理者等において、あらかじめ特定した受入対象者の安否確認を行い、受入対象者が避難を希望する場合は、災害のおそれなくなった後、自宅が被災して自宅で生活できない場合に速やかに開設となります。 協定福祉避難所について、災害発生後、開設の要請を受け、受入態勢が整った時となります（大規模災害の場合、概ね 4 日目を想定しています。）。 避難所の開設期間は、避難者数の状況にもよりますが、災害の規模によっては数ヶ月（仮設住宅へ入居するなどにより避難者が解消するまでは約 1 ヶ月）の間に及ぶ場合も考えられます。 いずれにしても、災害発生後 7 日ごとに、開設期間の延長について避難所管理者と協議して決定していくこととなります。

4. 事業内容に関すること

質 問	回 答
避難所として必要な物資	指定福祉避難所については、補助制度を活用の

(毛布・食料・仮設トイレ等)は、事業者が用意するの か？	うえ、事業者側でご用意いただきます。 協定福祉避難所については、原則として区本部を通じて市災害対策本部へ要請し、市が調達して輸送することとしています。 ただし、福祉避難所を設置する事業者が食料の提供や、生活必需品の支給ができるようであれば、それらについても福祉避難所業務に含めていくことを協議させていただくことになります。 この場合、食料や生活必需品は必ずしも事前の備蓄に限ることなく、災害発生後に普段の取引業者や近隣の店舗等から流通物資を調達していただくことも想定しています。 また、実際に事業者が食料や生活必需品の支給をした場合には、そのための経費を福祉避難所の運営経費に含めて市が全額負担するものとします。
福祉避難所の開設・管理に必要な職員は、事業者が配置するの か？	避難所管理者が、施設管理をするため職員等の中から常時1人以上を配置する必要があります。
配置する職員の資格要件等はあるか？(看護師・ヘルパー等)	福祉避難所に配置する職員は、施設管理を目的としているので特に資格要件はありません。
避難所であれば24時間体制なので、デイサービス事業者であれば通常配置している職員だけで管理することは不可能だと思うが、避難所として配置する職員は何人くらいを想定しているか？	施設管理を目的とした当直者を想定しているので、最低1人以上の配置が必要と考えています。 昼夜通して避難所管理要員として配置する必要があることから、管理職や職員による交替勤務、超過勤務などで対応するか、緊急にパート等を雇い上げるか、法人内部の他事業所等からの応援を受けるかなど、状況に応じた可能な限りの対応を想定しておく必要があると考えています。
特養併設のデイの場合、特養の宿直者が、福祉避難所の当直を兼務することは可能か？	可能です。ただし、特段の事情がない限り経費の負担は発生しないことになると思われます。
災害が発生してからすぐに新たに職員を雇用することは無理だと思うが、事業者で職員を配置できない場合は、名古屋市中から配置してもらえるか？	避難所管理者側が配置に必要な職員等を確保できないうちは、福祉避難所の開設はできないと考えています。
福祉避難所への避難の対象者は、高齢者や障害者等通常の避難所で生活することが難しい方だと思うが、事業者の行う管理業務の範囲は、単に鍵の管理等のみではなく、避難者への相談員及び介助員等を配置し日常生活上の支援ま	福祉避難所の対象者は、身体等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や病院等へ入所・入院するに至らない程度のものであって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者と想定しています。 対象者を介助する者1人についても、対象者本人とともに福祉避難所に避難させることができることとしています。

で行うのか？	福祉避難所の設置のねらいは、主として車いす利用者や一人で移動することが困難な方など、通常の避難所となる学校の体育館などでは段差があってトイレに行けないような方のために、ハード面で適している避難所に移ってもらうということを想定したもので、福祉避難所自体に対象者の介護機能までも期待しているものではないので、介助員の配置が必要な状況になれば、通常の避難所と同様、区を通じて市災害対策本部へ派遣要請していただくことになります。 また、要配慮者を概ね 10 人以上受け入れる場合には、被災した要配慮者や家族からの相談を受けたり、福祉・保健医療サービスを受けられるよう関係機関への連絡調整を行うための相談員 1 人を配置できる費用を市が負担しますので、必須条件ではありませんが、人材が確保できるようであれば、相談員配置についても福祉避難所業務に含めていくことを協議させていただくことになります。
--------	--

5. 費用に関すること

質 問	回 答
事業者が職員を配置とした場合、開設・管理に必要な人件費等の費用は、市が出してもらえるのか？	福祉避難所としての運営に要する費用は、人件費を始め光熱水費等すべての実費（区分が不明確な経費は合理的な積算方法により算出された金額）を、市が委託料として全額支払うこととしています。
災害発生後、避難者が施設に来て、行政からの要請を待たずに、自主的に協定福祉避難所を開設した場合も、市は費用負担してくれるのか？	避難者が協定福祉避難所の対象者の要件を満たしていれば、開設の時点に遡及して、要請があった場合と同様、協定福祉避難所と認められます。 この場合、事後すみやかに、災害救助地区本部を通じて区災害対策本部にその旨報告する必要があります。
避難者に対して、緊急入所やショートステイ等のサービスを実施した場合の費用も、市は負担してくれるのか？	緊急入所、緊急ショートステイ等による対応で生じた費用については、介護保険制度等の福祉各法による対応となります。

6. その他

質 問	回 答
一般の指定避難所において、協定福祉避難所の対象者が振り分けられるとのことだが、それは誰がどのように行うのか？	当該避難所に派遣される行政職員や巡回する保健師等の専門職により、協定福祉避難所の対象者に該当するか否かを判断することを原則としています。

災害が原因で、事業者の配置した職員にケガや死亡、障がいが残った場合、労災の適用にならないため、何らかの対応が必要となるが、その場合の補償等はどうなるか？	自然災害が直接の原因で死亡したり、負傷して労災の適用がない場合は、災害救助法における協力命令を受けた者に対する扶助金の支給、あるいは災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金または災害障害見舞金の支給が、一定の条件のもとで可能と考えています。
福祉避難所において、止むを得ず避難者を介助していた際に、避難者が怪我をした場合はどうなるか？	上記のとおり福祉避難所の事業に介護までは求めているものの、現実的には福祉避難所を運営する中で、止むを得ず介助等を行っていただくこともあり得ると考えます。 その場合、市として関与することは致しかねます。すでに加入している保険において対象に含まれるかどうかは、保険会社に確認してください。
デイサービスの利用者と避難者との間でトラブルが生じ、どちらかが怪我をした場合はどうなるか？	市として関与することは致しかねます。すでに加入している保険において対象に含まれるかどうかは、保険会社に確認してください。
福祉避難所の事業所を改築した場合、何か手続きが必要か。	施設を廃止したり、移転・改築等の重要な変更を加えたりする場合は届出が必要となります。お手数ですが、まずは健康福祉局監査課までご連絡ください。

福祉避難所一覧

資料 1 1

令和7年3月31日現在

区	学区	福祉避難所	所在地	収容 人員	設置者(*は指定管理者)	協定締結日 (指定年月日)	指定福祉 避難所
千種	千石	介護老人保健施設 太陽	千種二丁目22番1号	22	(医)純正会	R4.11.1	○
	内山	作業工房 花＊花	内山三丁目9番1号 ザ・エステートパ レス102号室	41	NPO花＊花	R4.7.28	○
	上野	小規模多機能居宅介護ちくさ	下方町七丁目29番地の1	23	(医)偕行会	H24.8.1 (H24.8.1)	
		うえの授産所	北千種二丁目1番44号	10	(福)千種福祉会	H24.11.15 (H24.11.15)	○
		名古屋市にじが丘荘	北千種二丁目1番5号	28	(公財)名古屋市千種母子福祉協会	R4.8.23	
		プレステージ千種七番館	谷口町4番5号	5	(株)プレステージケア東海	R5.12.28	
	高見	サポートセンターbeing若水	若水三丁目21番22号	10	(福)名古屋手をつなぐ育成会	H24.2.10 (H24.2.10)	○
		知らず池下	高見二丁目4番7号井上ビル2階	10	知らず(株)	R4.1.12	
	東山	緑風	猫洞通1-15	50	(福)名古屋ライトハウス	H31.3.1 (H31.3.22)	
	富士見台	なごやかハウス希望ヶ丘	希望ヶ丘二丁目3番9号	28	(福)なごや福祉施設協会	H20.3.25 (H20.3.25)	
	宮根	特別養護老人ホーム すないの家 千種	京命1丁目11番13号	20	(福)かなえ福祉会	R5.10.19	
東	千代田橋	あかりの家(千種苑)	竹越一丁目3番11号	41	(株)プラス	H25.3.27 (H25.3.27)	○
	東桜	名古屋市長岳福祉会館	泉二丁目28番5号	62	*(福)名古屋市長区社会福祉協議会	H21.3.30 (H21.3.31)	
		東桜の里	東桜二丁目22番2号	21	(福)幸寿会	H30.3.30 (H30.5.15)	
	山吹	山吹ワーキングセンター	白壁一丁目41番地	30	(福)名古屋東福祉協会	H24.1.20 (H24.1.20)	
	葵	ジョイフル千種	葵三丁目25番地23号	46	(福)サン・ビジョン	H29.4.1 (H29.5.1)	
	筒井	くっちゃんの生活介護	筒井一丁目8番20号 プライムスイート 建中寺1階	60	(株)セントバーナード	R5.11.30	○
	旭丘	レジデンシャルケア徳川町	徳川町2714番地	18	(有)レジデンシャルケア	R5.8.9	
	明倫	なごやかハウス出来町	出来町三丁目16番11号	17	(福)なごや福祉施設協会	H20.3.25 (H20.3.31)	
		山吹ワーキングセンター明倫	出来町三丁目19番26号	24	(福)名古屋東福祉協会	H25.9.30 (H25.10.23)	
北	砂田橋	ジョイフル砂田橋	砂田橋一丁目1番1号	47	(福)サン・ビジョン	H29.2.20 (H29.3.31)	
	飯田	名古屋市長飯田福祉会館	上飯田南町1丁目45番地の4	23	*かくれんぼ・名古屋市長区社会福祉協議会 コンソーシアム	H21.3.30 (H21.3.31)	
		グループホームめいほく	上飯田南町5丁目53番地	40	(福)名北福祉会	R6.10.4	
	宮前	そんぼの家 大曾根	上飯田東町2-88	20	SOMPOケア(株)	R5.3.15	
	大杉	エルダーホーム志賀本通	大蔵町28番地	10	(株)街づくり総合研究所	R5.3.8	
	清水	特別養護老人ホーム オーネスト名城	名城三丁目2番12号	30	(福)紫水会	R5.3.30	
	東志賀	めいほく鳩岡の家	鳩岡町一丁目1番5号	116	(福)名北福祉会	H25.11.22 (H25.12.9)	○
	城北	そんぼの家S城北	鳩岡2-11-13	6	SOMPOケア(株)	R5.3.15	
		ふれあいサロン愛	天道町4丁目21番地	12	(株)在宅看護センター愛	R5.12.7	
	光城	小規模多機能かくれんぼ	金城町四丁目56番地	32	NPOかくれんぼ	H25.3.1 (H25.3.11)	○
		小規模多機能 恵	金城町四丁目31番1	30	NPOかくれんぼ	H25.3.1 (H25.3.11)	○
		デイサービスかくれんぼ	金城町4丁目47番地の2	62	(福)等生会	H30.3.26 (H30.4.17)	○

区	学区	福祉避難所	所在地	収容 人員	設置者(*は指定管理者)	協定締結日 (指定年月日)	指定福祉 避難所
		グループホームかくれんぼ	金城町四丁目56番地	29	NPOかくれんぼ	R4.6.8	
		小規模多機能かくれんぼサテライト	金城町四丁目47番地の3	19	NPOかくれんぼ	R4.6.8	
		グループホーム水草	水草町一丁目46番地の1	10	(有)名古屋シルバーサポート	R5.3.8	
		そんぼの家 黒川	田幡1-6-10	16	SOMPOケア(株)	R5.3.15	
	味鋺	「生協あじまの家」デイサービス	中味鋺三丁目807番地	53	北医療(生協)	R5.8.9	
	西味鋺	社会福祉総合施設 やすらぎの郷	西味鋺一丁目901番地の15	80	(福)やすらぎの郷	H26.4.1 (H26.5.2)	
	楠	特別養護老人ホーム オーネスト紫季桜	楠二丁目822番地	20	(福)紫水会	R6.4.15	
	楠西	デイサービス暁音	丸新町35番地	10	(株)ジェネラス	H25.7.31 (H25.8.28)	
		ハンナの里	大我麻町277	10	(福)エッセイの株福祉会	H25.10.10 (H25.11.13)	○
		シンセーロ会所	会所町86番	28	(医)紫陽	R4.1.26	
		特別養護老人ホーム楠清里苑	会所町73番1	60	(福)清里	R5.3.28	
西	那古野	白働塾ナイスまいる	那古野二丁目11番22号	10	NPO白働塾	H25.9.30 (H25.12.2)	
	幅下	グループホーム円頓寺	新道一丁目3番12号	8	(株)マザーズ	R5.9.25	
	城西	名古屋市天神山福祉会館	花の木三丁目18番12号	39	*(福)名古屋市西区社会福祉協議会	H21.3.30 (H21.3.31)	
	榎	特別養護老人ホーム オーネスト名西	名西二丁目38番52号	20	(福)紫水会	R5.3.30	
	栄生	なごやかハウス名西	名西一丁目24番8号	13	(福)なごや福祉施設協会	H20.3.25 (H20.3.31)	
	枇杷島	びわじま介護センター	枇杷島二丁目19-18	25	(福)青山里会	R4.2.8	
		デイサービス 和(なごみ)	枇杷島四丁目23番28号 メゾン本郷1階11号	15	(株)大地	R5.11.30	○
	児玉	そんぼの家 浄心	児玉2-4-22	16	SOMPOケア(株)	R5.3.15	
	上名古屋	そんぼの家S上名古屋	上名古屋3-10-11	6	SOMPOケア(株)	R5.3.15	
		有限会社タマ介護センター	上名古屋三丁目6番7号 カーサ浄心	10	(有)タマ介護センター	R5.9.4	
	庄内	よつ葉の家	新福寺町二丁目6番地の2	17	(福)よつ葉の会	H24.1.20 (H24.1.20)	
	山田	特別養護老人ホーム オーネスト二方の郷	二方町15番	10	(福)紫水会	R6.4.1	
		特別養護老人ホーム山田清里苑	五才美町211番地	55	(福)清里	R5.3.28	
	平田	平田豊生苑	平出町87番地	21	(福)和進奉仕会	H24.2.28 (H24.2.28)	
	大野木	VOLO	歌里町147番地	36	(福)エゼル福祉会	R元.12.9 (R元.12.17)	○
	比良西	小規模多機能あじさい「すなはら」	砂原町336番地	23	(株)サカイ	H25.3.1 (H25.3.11)	
		あいりナーシングホーム	玉池町217番地	22	(有)アット	R4.1.31	
	中小田井	サンホープ名古屋	中小田井五丁目35番地	47	(福)名肢会	H24.2.28 (H24.2.28)	○
	諏訪	にじのひかり教室森田校	森田町三丁目6-6	30	(一社)にじのひかり教室	R4.2.24	
	稲葉地	小規模多機能居宅介護のぞみ	城屋敷三丁目41番地	44	(医)偕行会	H24.8.1 (H24.8.1)	
	稲西	そんぼの家 中村公園	荒輪井町2-16-1	12	SOMPOケア(株)	R5.3.15	
	中村	名古屋市名楽福祉会館	名楽町4丁目7番地の18	39	*(福)名古屋市中村区社会福祉協議会	H21.3.30 (H21.3.31)	
		名身連第二ワークス・第二デイサービス	中村町7丁目84番地の1	75	(福)名古屋市身体障害者福祉連合会	H24.7.1 (H24.7.1)	○

区	学区	福祉避難所	所在地	収容 人員	設置者(※は指定管理者)	協定締結日 (指定年月日)	指定福祉 避難所
中村	豊臣	住宅型有料老人ホームまごころ	森末町四丁目36番	8	(株)ヴェリテ	R6.3.22	
	本陣	小規模多機能型居宅介護事業所 アカデミック小規模多機能太閤	日吉町22番地の2	10	(福)貴和会	R5.1.5	○
		特別養護老人ホームアカデミックケアホーム太閤	日吉町22番地の2	20	(福)貴和会	R5.6.5	
	牧野	サルバーレレジデンス	竹橋町25番19号	16	(株)サルバーレ	R4.2.24	
	米野	清月荘	深川町三丁目80番地	37	(福)青大悲福祉協会	H24.10.1 (H24.10.1)	○
		ラヴィーレ名古屋	黄金通6-1	20	SOMPOケア(株)	R5.3.15	
	千成	丸ハデサービス日吉	日ノ宮町1丁目61-1	36	(有)丸ハ介護サービス	R4.11.22	○
中	柳	あかりの家(中村苑)	烏森町6丁目91番地	42	(株)プラス	H25.3.27 (H25.3.27)	○
	御園	そんぼの家 丸の内	丸の内1-14-25	6	SOMPOケア(株)	R5.3.15	
		@めぐみる名駅	錦一丁目7番31号 山田ビル2階	40	(株)ウェルシード	R6.11.8	○
	新栄	ユートピアつくも	新栄三丁目32番17号	40	(福)九十九会	H24.10.22 (H24.10.22)	
	老松	かくれんぼ鶴舞	千代田3丁目32番地8号UR7-ハンフル 鶴舞公園2号棟1階	46	NPOかくれんぼ	H25.3.1 (H25.3.11)	○
		サービス付き高齢者向け住宅 モテット鶴舞公園	千代田二丁目8番7号	14	(株)ジェネラス	R3.6.8 (R.3.5.19)	
		デイサービス楽音	千代田二丁目16番28号グラシア2号館 6階	19	(株)ジェネラス	R3.6.8 (R.3.5.19)	
		リハビリショートねもころ	千代田二丁目16番28号グラシア2号館 7階	24	(株)ジェネラス	R3.6.8 (R.3.5.19)	
	大須	名古屋市前津福祉会館	大須四丁目15番15号	26	*前津なかよしコンソーシアム	H21.3.30 (H21.3.31)	
		KAKISAKI	大須一丁目29番40号 Fits Garden1 階	20	(株)KAKISAKI HOL DINGS	R6.9.27	○
	正木	グループホーム正木の家	正木二丁目14番18号	17	(有)菜花	H28.12.2 (H29.5.1)	
		@めぐみる金山	正木二丁目13番2号 イトーピア正木公 園マンション102号室	39	(株)ウェルシード	R6.11.8	○
昭和	八事	南山の郷	南山町5番地	58	(福)愛知育児院	H21.12.1 (H21.12.10)	○
	広路	デイサービスBMAS	広路通3丁目2番地の1 ユニープル御 器所1階	47	(株)BMAS	R6.4.30	○
	伊勝	なごやかハウス福原	福原町1丁目40番地	19	(福)なごや福祉施設協会	H20.3.25 (H20.3.31)	
	松栄	若杉作業所	下構町1-3	15	(福)平針福祉会	H30.3.12 (R1.5.15)	
		ジョブサポートセンターbeing桜山	下構町1丁目3番地の1	29	(福)名古屋手をつなぐ育成会	R4.10.31	○
	御器所	名古屋市昭和福祉会館	御器所通1丁目6番地の1	47	※(福)名古屋市昭和区社会福祉協議会	R4.6.1	
	吹上	サポートセンターbeing吹上	吹上町1丁目35番地の7	10	(福)名古屋手をつなぐ育成会	H24.2.10 (H24.2.10)	○
	鶴舞	小規模多機能あじさい「つるまい」	山脇町4丁目8番9号	33	(株)サカイ	H25.3.1 (H25.3.11)	
瑞穂	高田	堀田デイサービスセンター	堀田通5丁目6-1	13	(福)野並福祉会	H20.1.25 (H20.2.14)	
		瑞穂ケアセンターあお空	大喜新町4-36	53	敬愛(有)	H25.9.30 (H25.11.12)	
	穂波	サポートセンターbeing瑞穂	神穂町7番35号	10	(福)名古屋手をつなぐ育成会	H24.2.10 (H24.2.10)	○
		特別養護老人ホーム オーネスト神穂	神穂町5番10号	20	(福)紫水会	R5.3.30	
	瑞穂	大喜デイサービスセンター	大喜町四丁目15番地の3	23	(福)しあわせあつくん	H24.3.22 (H24.3.22)	○
	豊岡	名古屋市瑞穂福祉会館	萩山町1丁目22番地	58	※(福)名古屋市瑞穂区社会福祉協議会	H21.3.30 (H21.3.31)	
	陽明	なごやかハウス岳見	岳見町3丁目4番地の1	14	(福)なごや福祉施設協会	H20.3.25 (H20.3.31)	○

区	学区	福祉避難所	所在地	収容 人員	設置者（※は指定管理者）	協定締結日 (指定年月日)	指定福祉 避難所
	汐路	あいうえおハウス	高田町5丁目19番地	153	(福)あいうえおハウス	R4.7.28	○
熱田	旗屋	なごやかハウス横田	横田二丁目3番35号	18	(福)なごや福祉施設協会	R6.2.28	
	白鳥	グレイスフル熱田	花表町1番26号	58	(福)サン・ビジョン	H24.3.22 (H24.3.22)	
		名身連第一ワークス・第一デイサービス	横田二丁目4番22号	31	(福)名古屋身体障害者福祉連合会	H24.7.1 (H24.7.1)	○
		複合介護施設アウラ神宮南	神戸町603	10	(株)プロミネントケア	R4.11.1	○
		サポートセンターbeingあつた	神宮四丁目4番5号	10	(福)名古屋手をつなぐ育成会	R5.1.5	○
	船方	名古屋市熱田福祉会館	四番二丁目10番10号	124	※(福)名古屋市熱田区社会福祉協議会	H26.8.11 (H26.8.26)	
		そんぼの家S白鳥南	六番3-15-22	10	SOMPOケア(株)	R5.3.15	
		特別養護老人ホーム オーネスト熱田の杜	二番一丁目5番8号	15	(福)紫水会	R5.3.30	
		特別養護老人ホームあつたファミリア	六番一丁目1番5号	15	(福)杏園福祉会	R6.1.9	
	大宝	地域密着型特別養護老人ホーム オーネストひびの大宝	大宝一丁目1番3号	30	(福)紫水会	R5.3.30	
中川	露橋	ショートステイ山王	山王三丁目17番8号	50	(福)清里	R5.3.28	
		つゆはし作業所	柳島町1丁目3番地の2	22	(福)ゆたか福祉会	R6.7.31	○
	八熊	児童発達支援・放課後等デイサービス 五感脳トレーニング	尾頭橋三丁目5番17号1F	40	(一社)五感脳トレーニング協会	R6.9.27	○
	八幡	名古屋市中川福祉会館	八幡本通2丁目40番地	103	*こどもNPO・介護サービスさくらコンソーシアム	H20.5.30 (H20.6.17)	
	常盤	サポートセンターbeing小本	小本一丁目20番37号	37	(福)名古屋手をつなぐ育成会	H24.2.10 (H24.2.10)	○
	篠原	児童デイサービスおてて	宮脇町1丁目47番地の2	16	名古屋生活総合支援(株)	R4.7.4	○
		そんぼの家 松葉公園	宮脇町1-95	30	SOMPOケア(株)	R5.3.15	
	昭和橋	わーくす昭和橋	福船町4丁目1番地	75	(福)みなと福祉会	H25.8.30 (H25.9.20)	○
	玉川	そんぼの家 十番町	十番町1-302	10	SOMPOケア(株)	R5.3.15	
		特別養護老人ホーム オーネスト堀川	十一番町4丁目5番地の1	21	(福)紫水会	R5.3.30	
	荒子	シルバーマンション南荒子	若山町4丁目29番地	21	(株)親孝行	R4.8.10	
		アシスト あおぞら園	中花町173番地	33	(有)ライフサポート	R6.7.31	○
	西中島	小規模多機能ひがしおこし	東起町4-154-1	14	(株)安里	R4.1.17	
	正色	共愛の里	下之一色町権野108番地の4	21	(福)共愛会	H24.3.30 (H24.3.30)	
		第2共愛の里	下之一色町権野108番地の6	47	(福)共愛会	H24.3.30 (H24.3.30)	
		すまいるたいむ	下之一色町字西ノ切10番地	29	(福)さくらんぼの会	R4.7.4	○
		えくら	下之一色町字権野41番地2	49	(福)さくらんぼの会	R4.8.19	○
		おそうざいのさくらんぼ	下之一色町字西ノ切44番地	54	(福)さくらんぼの会	R6.4.30	○
	豊治	デイサービスセンターあくあ	供米田2丁目904番地	32	(有)海まりん	H30.9.10 (R1.5.7)	
		AJUリカバリーセンター・フェロー	富永一丁目16番地の3	30	(福)AJU自立の家	R4.2.8	
		特別養護老人ホームオーネスト戸田川	富永四丁目266番地	30	(福)紫水会	R5.3.30	
		地域密着型特別養護老人ホーム オーネスト紫の郷	富永四丁目278番地	10	(福)紫水会	R5.3.30	
		介護老人保健施設千音寺(介護老人保健施設)	千音寺五丁目301	10	(医)西口整形外科	R5.8.28	

区	学区	福祉避難所	所在地	収容 人員	設置者(*は指定管理者)	協定締結日 (指定年月日)	指定福祉 避難所
	千音寺	介護老人保健施設千音寺(短期入所療養介護)	千音寺五丁目301	10	(医)西口整形外科	R5.9.1	○
		介護老人保健施設千音寺 (通所リハビリテーション)	千音寺五丁目301	40	(医)西口整形外科	R5.9.1	○
		デイサービス千音寺	千音寺五丁目104	24	(医)西口整形外科	R5.9.1	○
	赤星	特別養護老人ホームオーネスト千の音	赤星三丁目3203番地	30	(福)紫水会	R5.3.30	
港	東築地	地域密着型特別養護老人ホーム 木場清里苑	木場町1番地11	50	(福)清里	R5.3.28	
		障がい者デイセンター愛実	木場町9番地の24	20	(NPO)愛実の会	R5.9.29	○
	成章	なごやかハウス丸池	丸池町1丁目3番地	20	(福)なごや福祉施設協会	H20.3.25 (H20.3.31)	
	大手	第2ユニオンワークス	名四町131番地の2	22	(福)大幸福祉会	R元.8.9 (R元.8.22)	○
	港西	港ワークキャンパス	十一屋一丁目70番地の4	386	(福)名古屋ライトハウス	H24.1.20 (H24.1.20)	○
	野跡	なごやかハウス野跡	野跡五丁目2番3号	14	(福)なごや福祉施設協会	H20.3.25 (H20.3.31)	○
	小碓	名古屋市港福祉会館	寛政町7丁目28番地	14	*港区社協・名古屋おやコンソーシアム	R02.4.30 (R02.5.25)	
		デイサービスセンター港寿楽苑	寛政町6丁目25番地	15	(福)昌明福祉会	H25.3.11 (H25.3.11)	
	正保	リサイクル港作業所	正徳町6丁目69番地1	47	(福)ゆたか福祉会	H24.10.22 (H24.10.22)	○
		みらいろ	正保町八丁目110番地	30	(福)ゆたか福祉会	R元.9.30 (R元.10.17)	○
	当知	障害児デイケアさざなみ(みなと福祉会センター)	入場一丁目114番地1	40	(福)みなと福祉会	R4.11.22	○
	神宮寺	なごやかハウス神宮寺	神宮寺二丁目201番地	8	(福)なごや福祉施設協会	R7.1.20	
	南陽	うろじの家	西茶屋四丁目111番地	13	(福)みなと福祉会	H25.6.10 (H25.6.28)	○
		デイサービスセンター幸楽荘	小川一丁目17番地	35	(福)大幸福祉会	R4.10.31	○
		特別養護老人ホーム東茶屋御苑	東茶屋二丁目401番地の1	90	(福)愛港福祉会	R5.8.18	
		ショートステイ東茶屋	東茶屋二丁目401番地の1	36	(福)愛港福祉会	R5.8.22	○
		デイサービス東茶屋	東茶屋二丁目401番地の1	128	(福)愛港福祉会	R5.8.22	○
		にじいろワーク東茶屋	東茶屋二丁目401番地の1	44	(福)愛港福祉会	R5.8.22	○
	西福田	デイサービスセンター南陽	新茶屋1丁目1701番地	66	(福)華陽会	H20.5.1 (H20.5.16)	
	福田	あしたの家	七反野一丁目1828番地の1	20	(福)みなと福祉会	R4.11.22	○
	明治	なごやかハウス三条	三条二丁目16番42号	36	(福)なごや福祉施設協会	H20.3.25 (H20.3.31)	○
	道徳	ゆたか作業所	泉楽通4丁目5番3	50	(福)ゆたか福祉会	H24.2.28 (H24.2.28)	○
		地域生活支援拠点事業所まーぶる	泉楽通4丁目5番地5	40	(福)ゆたか福祉会	R4.11.7	○
		LIBERTY SPACE 木場	南陽通6丁目1番地の7	10	(株)LIBERTY	R6.10.4	
	菊住	ミライプロジェクト新瑞橋	平子1-2-3	21	(株)ミライプロジェクト	R3.12.16	
	春日野	るっくコーポレーション	扇田町32番地の1	20	NPO学習障害児・者の教育と自立の保障を すすめる会	R4.7.28	○
		ニコニコデイサービス鶴里	鶴里町3丁目40番地1	75	(福)ニコニコハウス	R5.8.21	○
		ニコニコハウス鶴里	鶴里町3丁目40番地1	75	(福)ニコニコハウス	R5.8.21	○
		Balbero	桜本町50-2	65	(株)Human touch	R6.11.8	○
		リサイクルみなみ作業所	元塩町6丁目8番地の5	33	(福)ゆたか福祉会	H24.10.22 (H24.10.22)	○

区	学区	福祉避難所	所在地	収容 人員	設置者（※は指定管理者）	協定締結日 (指定年月日)	指定福祉 避難所
南	笠寺	笠寺精治寮病院	笠寺町柚ノ木3番地	45	(医)交正会	H24.11.1 (H24.11.1)	
		ワークセンター フレンズ星崎	石元町3丁目28番地の3	27	(福)ゆたか福祉会	R6.4.30	○
		グループホーム あみーご倶楽部 笠寺	粕島町二丁目43番地の1	9	(株)センチュリークリエイティブ	R7.2.10	
	笠東	名古屋市笠寺福祉会館	白雲町57番地	28	※(福)名古屋市南区社会福祉協議会	H21.3.30 (H21.3.31)	
		グループホームジョイア笠寺	明円町210番地の1	6	(株)ひかりサービス	R6.9.25	
	大生	特別養護老人ホーム南生苑	西又兵エ町4丁目8番地の2	18	(福)緑生福祉会	R6.3.4	
	宝南	みのり共同作業所	元塩町3丁目1番地の3	20	(福)ゆたか福祉会	H24.10.22 (H24.10.22)	○
	白水	特別養護老人ホームケアマキス柴田	柴田本通四丁目15番地	19	(福)ケアマキス	R4.8.19	
		生活支援センターびぼっと西館	源兵衛町5丁目18番10	33	(福)名古屋キリスト教社会館	R元7.25 (R元.8.8)	
	千鳥	南部地域療育センターそよ風	三吉町6丁目17番	50	(福)名古屋キリスト教社会館	H25.2.12 (H25.3.11)	
		活動センターねーぶる	要町1丁目20番	22	(福)名古屋キリスト教社会館	H25.2.12 (H25.3.11)	○
守山	大森	大森授産所	元郷一丁目912番地	32	(福)大森福祉会	H20.8.8 (H20.8.15)	○
	森孝西	特別養護老人ホーム オーネスト紫花	森孝二丁目225番地	27	(福)紫水会	R5.3.30	
	本地丘	風の丘	本地が丘1202番地の1	30	(福)ひまわり福祉会	R4.11.17	
	小幡	名古屋市守山福祉会館	小幡一丁目3番15号	27	※(福)名古屋市守山区社会福祉協議会	H21.3.30 (H21.3.31)	
	小幡北	プレステージ小幡緑地	緑ヶ丘107番地	5	(株)プレステージケア東海	R5.12.28	
		軽費老人ホーム 名古屋市緑寿荘	小幡北1902番地	10	(福)九十九会	R6.2.2	
	守山	ひょうたん山そよ風	守山2丁目12番地2号	59	(株)ユニマツリタイアメント・コミュニティ	R4.7.4	○
		老人保健施設ウエルネス守山	中新4番31号	6	(医)善樹会	R5.9.4	
	白沢	第二尾張荘	川東山3321	105	(福)愛知玉葉会	H23.8.12 (H23.8.12)	
		白沢作業所 本館	白沢町16番地	24	(福)あさひ会	H28.2.29 (H28.3.15)	
		白沢作業所 別館	川上町165番地	21	(福)あさひ会	H28.2.29 (H28.3.15)	
	鳥羽見	守牧苑	守牧町128番5	242	(福)福誠会	H24.1.20 (H24.1.20)	
	瀬古	よつ葉こども園	瀬古一丁目220番地2	29	(福)よつ葉の会	H26.2.7 (H26.3.4)	
		瀬古の家	瀬古東二丁目209-1	10	(福)よつ葉の会	H29.11.27 (H30.1.9)	
		そんぼの家 上飯田	川西1-125	6	SOMPOケア(株)	R5.3.15	
	志段味西	介護老人保健施設ウエルネスきっこ	花咲台二丁目101番地の1	10	(医)善樹会	R4.1.26	
	吉根	ユートピア第2つくも	鼓が丘一丁目115番地	60	(福)九十九会	H20.2.15 (H20.2.21)	
		住宅型有料老人ホーム 福祉施設オアゾ	笹ヶ根一丁目1621番地	10	(有)太陽福祉事業	R5.9.21	
	上志段味	特別養護老人ホームしだみの里	上志段味字東谷2074番地の3	20	(福)愛生福祉会	R6.3.6	
	鳴海	大同みどりクリニック	鳴海町字矢切37番地	30	(社医)宏潤会	R6.4.30	○
	相原	名古屋市緑福祉会館	相原郷二丁目701番地	21	※こどもNPO・名古屋市緑区社会福祉協議会コ ンソーシアム	H21.3.30 (H21.3.31)	
		リハビリテラス陽だまり	鳥澄二丁目427番地	15	(同)会社K&A	R4.1.31	
	片平	生活介護ルリアン	鳴海町字上ノ山2番地の1	23	(株)asU福祉機構	R6.10.16	○

区	学区	福祉避難所	所在地	収容 人員	設置者（※は指定管理者）	協定締結日 (指定年月日)	指定福祉 避難所
緑		放課後スクールルリアンtree	鳴海町字上ノ山2番地の1	41	(株)asU	R6.10.16	○
	鳴海東部	なるみ作業所	諸の木三丁目2407番地	11	(福)ゆたか福祉会	H25.7.20 (H25.9.24)	○
		緑区ショートステイ ペニッシモ	水広一丁目1603番地	60	(株)ジェンティーレ	R5.8.22	○
	小坂	なごやかハウス滝ノ水	滝ノ水三丁目2103番地	19	(福)なごや福祉施設協会	H20.3.25 (H20.3.31)	○
		プレステージ滝ノ水緑地	小坂一丁目101番地の1	5	(株)プレステージケア東海	R5.12.28	
	大清水	広瀬内科デイサービスセンター	鎌倉台一丁目714番地	10	(株)ジェンティーレ	H29.5.18 (H29.9.1)	○
	熊の前	ひかり老人保健施設	藤塚三丁目2802番地	31	(医)清水会	H31.3.1 (H31.4.8)	
		まこと老人保健施設	藤塚三丁目2604番地	57	(医)清水会	H31.3.1 (H31.4.8)	
	東丘	介護老人保健施設フジタ	鳴海町字尾崎山43-640	76	(医)フジタ	R4.10.31	○
	鳴子	鳴子クリニック	鳴子町1丁目44番地の2	10	(医)NC	R元.7.31 (R元.8.8)	
		カミングホーム鳴子	鳴子町1丁目7番地の3	20	(株)メドイト	R5.6.23	
	長根台	生活介護かるむ	鳴子町一丁目6番地 鳴子団地第80棟001号室	15	(NPO)たすけあい名古屋	R6.1.9	○
	大高	かざぐるま東風	大高町字北大高畑57番地の1	6	(一社)Wind	R7.1.20	
	大高北	特別養護老人ホーム楓林花の里	大高町字上叡池10番地	12	(福)英楽会	H29.5.1 (H29.6.1)	
		特別養護老人ホーム緑生苑	大高町字上叡池14番	15	(福)緑生福祉会	H29.12.18 (H30.1.9)	
		地域密着型特別養護老人ホーム オーネスト波の花	大高町字下塩田32番地の1	21	(福)紫水会	R5.3.30	
名東	名東	名古屋市名東福祉会館	亀の井二丁目201番地	12	*名東区社会福祉協議会・さくらコンソーシアム	H28.8.1 (H28.10.26)	
		小規模多機能エム・ケア名東サテライト	高間町43	33	(株)名東介護センター	H25.5.1 (H25.5.29)	○
	高針	あたしんち名東	新宿一丁目310番地	20	(株)東洋エージェンシー	R6.1.5	
	香流	住宅型有料老人ホーム四季の華 名東山の手	山の手二丁目802番地	10	コーディアルケア(株)	H26.10.10 (H26.10.21)	
		あたしんち香流	猪子石原三丁目1414番地	30	(株)東洋エージェンシー	R6.1.5	
	蓬萊	グループハウス愛	八前二丁目1820	16	(株)在宅看護センター愛	R5.12.7	
	貴船	メイトウ・ワークス	勢子坊二丁目1303番地	17	(福)名東福祉会	H24.8.1 (H24.8.14)	○
	引山	デイサービスセンター香南パラダイス	香南二丁目1301番地の1	14	(福)フジ福祉会	R5.9.29	○
	前山	ひまわりの風	梅森坂3丁目3607	58	(福)ひまわり福祉会	H25.12.2 (H26.1.14)	
		杜の家(生活介護)	梅森坂三丁目4101番地	20	(福)ひまわり福祉会	R6.8.9	○
		杜の家(短期入所)	梅森坂三丁目4101番地	32	(福)ひまわり福祉会	R6.8.9	○
	平針南	地域密着型特別養護老人ホームひらばりみなみ	平針南二丁目1002番地の1	10	(福)地域福祉コミュニティほえみ	H26.10.17 (H26.12.24)	
		はあと平針	天白町大字平針字黒石2878-354	10	(福)平針福祉会	H27.6.3 (H27.7.31)	
	原	特別養護老人ホーム 千寿乃里	原三丁目1905番地	5	(福)天白原福祉会	R4.1.31	
	植田	おちゃや	元植田二丁目1904番地	10	(有)チェリッシュ企画	H30.3.30 (R3.1.12)	○
	植田南	名古屋市寿荘	植田二丁目201番地	40	*(福)八起社	H27.7.1 (H27.7.31)	
	植田北	わくわくデイカフェ	焼山二丁目105番地	20	㈱Life・遊	H27.4.13 (H27.6.22)	
		老人保健施設サンタマリア	鴻の巣一丁目1101番地	34	(福)聖霊会	H29.3.13 (H29.5.1)	

区	学区	福祉避難所	所在地	収容 人員	設置者(*は指定管理者)	協定締結日 (指定年月日)	指定福祉 避難所
天白	大坪	老人ホーム誠和荘	植田山二丁目101番地	20	(福)八起社	H29.1.20 (H29.3.31)	
		オーネスト希望	植田山二丁目101番地	104	(福)紫水会	R4.2.24	
	天白	てふてふ	池場二丁目1005番地	20	(福)飛翔	H25.11.1 (H26.1.22)	
		ほっとはむ3・4	池場三丁目408番地	22	(福)ほっとはむ	H24.3.22 (H24.3.22)	
		ナーシングホームみち草	土原2丁目408	37	(有)みちくさ	H25.7.1 (H26.2.10)	○
		天白福祉会館	池場五丁目1801番地	20	*たすけあい名古屋・名古屋市天白区社会福祉協議会コンソーシアム	H27.3.10 (H27.3.30)	
		ピハーク天白	池場二丁目1204番地	50	(福)広徳会	R5.7.18	○
	しまだ	デイサービスセンター大根	大根町58	10	(福)高坂福祉会	H30.3.30 (H30.6.26)	
		天白ワークス	御前場町327	50	(福)名東福祉会	R4.11.1	○
	高坂	デイサービスセンター高坂苑	高坂町197番1号	10	(福)高坂福祉会	H28.3.18 (H28.5.6)	
	相生	デイサービス ライフケア久方	久方一丁目140番地	20	(株)エル・シー・エス	H29.2.21 (H29.5.1)	○
	野並	特別養護老人ホームケアマキス笹原	笹原町1701番地	18	(福)ケアマキス	H29.4.1 (H29.6.1)	

指定福祉避難所91 協定福祉避難所157